

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日に満了することに伴い
12月1日から同委員の候補者を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象者	農地に対する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方
定員	19人	28人
報酬額	年額 462,000円	年額 330,000円
主な業務	①農地の権利移動申請の許可決定等審査委員会の会議に出席 ②担い手への農地の集積・集約化の推進 ③農地パトロール ④新規参入の促進 ⑤地域計画における地域協議 ⑥農業に関する調査 ⑦現地指導	①農地の権利移動申請の許可決定等審査補助 ②担い手への農地の集積・集約化の推進 ③農地パトロール ④新規参入の促進 ⑤地域計画における地域協議 ⑥農業に関する調査 ⑦現地指導
任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）	
候補者の評価方法等	選考委員会を開催し、書類審査により選考後、市長に結果を報告します（必要に応じて面接等を行う場合があります。）。市長は市議会の同意を得て任命します。 ※ただし、選考にあたっては、法律等の規定により次のような条件があります。 ・認定農業者が過半を占めること。 ・年齢性別に著しい偏りがないこと。 ・農業委員会の所掌事務に関して利害のない人を含めること。	選考委員会を開催し、書類審査により選考後、農業委員会総会において決定します（必要に応じて面接等を行う場合があります。）。 ※推進委員の担当地域、及び定員は別表（裏面）のとおりです。
応募資格	次のいずれかに該当する方は、委員となることはできません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
応募方法	自薦または他薦（団体推薦または3人の連名による推薦）による。 ※応募方法等は、12月1日号の広報さくら及び市ホームページにてお知らせいたします。	
問い合わせ	農業委員会事務局 電話 028-681-1124	

<別表>農地利用最適化推進委員担当地域・定員

氏家地区	定員	喜連川地区	定員
上阿久津 勝山町	1	葛城	1
川岸 下新田 古町 伝馬町 本町 仲町	1	喜連川北 喜連川南 喜連川中央	1
石町 上町 栄町 卯の里		松田・西河原	1
横町 新町 大野	1	鷲宿	1
櫻野	1	小入 早乙女	1
采女 氏家新田	1	上河戸	1
馬場	1	下河戸	1
大中 向河原 富野岡 草川 北草川	1	南和田	1
長久保	1	金枝	1
押上	1	鹿子畑	1
蒲須坂	1	穂積	2
箱森新田 松島	1	氏 家地区：16 人 喜連川地区：12 人	
松山新田 本田	1		
松山 上組	1		
狭間田 狭間田中央 元組	1		
谷中 根本 八方口 鍛冶ヶ澤	1		
上野 柿木澤	1		